

7 東彼杵町規則 23 号

公職選挙法等の規定による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 24 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

公職選挙法等の規定による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規則

公職選挙法等の規定による選挙運動等に関する規程（昭和34年選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>（費用弁償及び報酬の額）</u> 第9条 法第197条の2第1項に規定する選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することのできる報酬及び実費弁償の最高額は、次のとおりとする。 _____ _____ _____ <u>（1） 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</u> ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 エ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額 オ 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき23,000円 カ 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円	〔新設〕

キ 茶菓料 1日につき1,000円

(2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

ア 基本日額 10,000円

イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割

(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

ア 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 それぞれ第1号アからエまでに掲げる額

イ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき20,000円

2 法第197条の2第2項に規定する選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりとする。

(1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円

(2) 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき20,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。